

第1回検討会における主な御意見の概要

柱①: 高専の「量的拡大」

①-1 公私立高専の新設促進

○地域社会で活躍する人材育成という目的を明確に据える必要があり、卒業生が一定割合で地元に着し、地域産業や成長分野を担うことが重要である。一方で、日本全体としてどの分野の人材を育成するか、というマクロな視点も必要。実現にあたっては公私立高専の新設に限定せず検討する必要がある。

○新設が予定されている高専の学科構成は、情報系へのシフトが進んでいる。今後、学科構成をどのように発展させていくかを考える上では、地域産業との連携が不可欠である。技術の高度化が進む中で、地域産業と連携した教育の重要性は、今後さらに高まる。

○高専の設置・運営は高専単独ではなく地域全体の高校教育の枠組みの中で検討する必要がある。とりわけ、公立高専の設置に当たっては教育委員会との連携が前提となり制度設計にも影響する一方、生徒募集の面で利点もあることから、一般高校との関係性や定員配分に配慮した慎重な設計が求められる。

○新設校の設置申請時において、特に人材の流動性が高い分野では数年先までの教員を確保することが難しく、将来的な教員確保と質の担保を図る制度要件のバランスが課題である。

○財政面では、ふるさと納税や寄附金の活用も有効であり、寄附促進のためのインセンティブ強化も重要である。

①-2 高専教育の領域拡大

○工学分野にとどまらず、一次産業も含めて多様な領域への拡大は意義がある。一方で、新しい領域への拡大にあたっては、具体的な人材像や産業ニーズとともに「高専が担うべき具体的役割」を明確化して議論する必要がある。

①-3 学生の多様性確保

○学力のみならず適性・素養や志向を踏まえた多面的評価を通じて、教育内容との適合を重視し、ミスマッチの低減や卒業後の活躍の幅の拡大につながる仕組みとすることが重要である。

①-4 高専志願者増に向けた取組

○社会全体での高専の認知度向上が重要であり、高専の魅力や役割を分かりやすく発信する戦略的な取組が求められる。また、興味関心は学年進行とともに変化することから、より低学年層への働きかけによる早期段階からの理工系分野への関心を醸成する必要がある。さらに、多様性の観点も踏まえた広い層への働きかけが必要である。

○卒業後の進路として様々な学部等への大学編入の選択があると志願者も増えるのではないかと。また、15歳段階で専門分野に進む制度の特性上、一定の進路変更ニーズが生じることを踏まえ、途中で進路変更が可能なセーフティネットの整備により高専進学に対するリスク認識の低減を図る必要がある。

柱②:高専教育の「質的向上」

②-1 国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- 国立高専機構の取組と直結しており、これまでの活動を後押しするものであることから、「高専の設置目的の見直し」とも連動して、大きな環境変化につながると考えられる。
- 設置主体に関わらず、人件費に加え施設・設備更新の負担も大きく、財政面での課題が顕著となっていることから寄附金など多様な財源確保の重要性が高まっている。

②-2 高専の設置目的の見直し

- 近年では高専の研究も進んでおり、中堅技術者の育成に加えて高度な人材育成が社会から求められている。高専の設置目的に研究を加えるためには、法令改正による対応が必要であると理解しているが、質の向上にあたっては、教員の研究エフォートを組織として確保できる体制を整備していくことが求められる。
- 高専での研究は広く基礎研究を行うということではなく、社会課題を解決するための研究の意味合いの方が強いと考えられる。研究という文字が一人歩きしないよう十分に留意する必要がある。

②-3 高専教員の確実な確保

- 教員の年齢構成を踏まえると、今後 10 年程度で相当数の教員の入れ替わりが見込まれており、教員の確保が喫緊の課題となっている。特に、情報分野などの新しい分野においては、処遇面も影響し、教員の確保が一層難しくなっている。
- 専門教育のみならず、一般教育を教える教員の確保も難しくなっている、教員の成り手についても考えていかなければならない。
- 高専と関係の深い豊橋技術科学大学や長岡技術科学大学との連携をより一層強化することが重要となる。
- 教員の資質について、画一的な条件で求めてしまうと柔軟性が失われてしまうため、複合的な学びが難しくなる恐れがあることから多様性も持つことが必要である。
- 企業からの複数年の出向やシニア人材の活用などを後押しする仕組みが必要。また、短時間ではなく長い時間勤めてもらう方が教育的な効果は高い。

柱③: 高専卒業者の「国際通用性確保」

③-1 高専卒業者の国際通用性の向上

- 高専卒業者に学位を授与する仕組みは、国際通用性の観点から早急に実現すべきである。
- 学位の名称については、複線化された技術系の高等教育機関による独自の学位名称も考えられるが、海外から見て直観的にわかる必要がある。
- タイでは高専卒業生の学位は法的に整理されている一方、日本では受入れ時に制度上の齟齬があり、そのような観点からも学位授与の実現が求められる。

③-2 高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- 海外に興味を持つ学生も増えており、高専3年修了後に海外大学へ進学する事例もあるが高専3年が高専卒業相当であることを説明するのは容易ではない。こうした点についても可能であれば対応を検討いただきたい。

③-3 高専生の海外留学の促進

- 高専生の海外派遣の促進は必要である。グローバル化社会において、技術系人材にも海外志向は不可欠であり、若い段階から海外との接点を持たせる教育環境の整備が求められる。
- 留学生受入れの促進については、寮などの受入れ体制に課題がある。今後は、派遣と受入れの双方を含む双方向の国際交流を体系的に推進していくことが求められる。

高等専門学校と「研究」の関係について（議論用の論点）

- 急速に社会・産業構造が変化する中で、常にイノベーションを生み出し、新たな価値創造や課題克服を進め続けなければならない現在においては、**研究活動は必要不可欠な営みであり、本格的な研究活動を伴った人材育成が求められている。**
- とりわけ、早期段階における5年一貫教育により実践的・創造的な技術者を養成する**高等専門学校（高専）において、産業界を含めた社会的要請の観点や、学生が高専を卒業して社会で活躍するために身につけるべき資質能力の観点を踏まえ、最新の研究成果を教授**できるよう、**高専の研究機能の高度化を図るためにどのような措置を講ずればよいか**について、ご意見をいただきたい。

【現状】

<法制面>

- 学校教育法上の設置目的：「**深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること**」

※高専の創設当時は、後期中等教育段階を含む5年一貫の学校種として、その使命は、「教育」に重点を置く機関として位置づけられたことから、その目的規定に「研究」が明記されていない。（「教授」と「研究」の両機能に同程度に重点が置かれ、目的が「教授研究」と規定されている大学と異なる）

<実態面>

- **高専において「研究」自体は行われている。**
- 現状、例えば以下のように、高専において**研究活動は一定程度実施**されている。

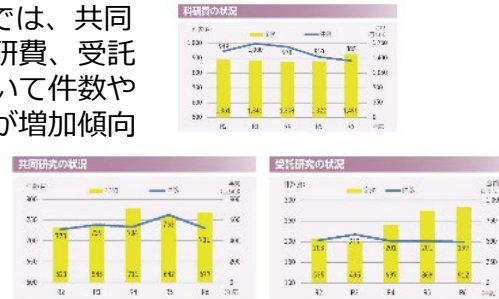
○産学が連携した教育・研究活動の推進

- ・国立高専におけるGEAR 5.0（未来技術の社会実装教育の高度化）、COMPASS 5.0（次世代基盤技術教育のキャリアラム化）の取組
- ・例えば秋田高専等では洋上風力発電関連の教育・研究を実施（COMPASS）



○共同研究・受託研究・科研費の実績

- ・国立高専では、共同研究、科研費、受託研究において件数や獲得資金が増加傾向



○高専教員の研究実施

- ・国立高専では高専研究者の研究技術シーズ、注目研究、産学官連携の成功事例などをポータルサイトで提供
- ・東京都立産業技術高専では、年複数回の研究推進セミナーを実施し、最新の研究成果を発表

2026年度 第1回研究推進セミナー
開催日時 … 2026年6月8日(月) 14:30～15:55
場 所 … 2階 大会議室

地域貢献・研究推進センター主催の「第1回研究推進セミナー」では、国立高専の先生方に、最新の研究活動についてお話をいただいた方々を、多くの御意見をいただき参加をお待ちしております。

参加・聴講自由 ※ 教員・学生・雇員のどなたでもご参加いただけます

14:30～14:50 「有機化学を軸にした知育教員の開発とその効果検証 化学研合編」
講師：島崎 隆幸先生（一般科目 情報科）、高橋 裕也先生（一般科目 数教）

14:50～15:10 「産学官連携技術者の研究・教育への展開」
講師：島崎 隆幸先生（産学官連携センター 准教授）

15:10～15:35 「英語ラフバスター大学滞在から得た教育・研究・国際連携の展開」
講師：島崎 隆幸先生（産学官連携センター 准教授）

15:35～15:55 「タンパク質と分子軌道計算システムの開発」
講師：島崎 隆幸先生（情報理工学系 准教授）

<課題・論点>

- **高専卒業者は、特に工学系における知識等を有しつつ、高度な実践的技術力を持って自ら手を動かせるという即戦力として産業界等から非常に高く評価**されており、**更なる活躍が期待**される。
- 一方で、上記のような現状となっている中、**今後の社会における高専が果たすべき役割**を考慮しつつ、**高専における「研究」の在り方についてどうあるべきか**、ご意見をいただきたい。

高等専門学校卒業生への学位授与について（議論用の論点）

- グローバル化が進展する中で**高等専門学校の卒業生が国内外で活躍**できるよう、**高等専門学校での学びの成果が、国際通用性が担保された形で適切に評価**されるためにどのような措置を講ずればよいかについてご意見をいただきたい。

【現状】

＜これまでの経緯＞

平成17年の学校教育法の一部改正が行われるまでは、短期大学・高等専門学校いずれの卒業生に対しても「準学士」の称号が付与されていたが、同改正により、**短期大学の卒業生には、「短期大学士」の学位が付与されることになった**。一方で、**高等専門学校の卒業生については学位が付与されず**、現行の学校教育法において「**高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる**」とされている。

また、平成28年に有識者会議においてとりまとめられた報告※では高専が学位授与機関となるには大学体系に位置づけられる必要があるが、**高等専門学校は現行制度では大学とは異なる 15 歳からの早期教育を特徴とする高等教育機関であり、大学体系に位置づけることで高等専門学校としての良さが失われるおそれがある**等とされ、これらの論点は、高等専門学校制度の本質に関わる問題であり、今後も引き続き慎重に議論を行っていく必要がある。とされたところである。

※「高等専門学校の充実について」高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議

＜実態＞

高専本科卒業生に付与される「準学士」の称号は**海外で十分に理解されず、進学・就職・ビザ取得等において支障が生じており、学修・キャリア形成に追加的な時間や負担が発生している**。（不利益の例は次ページ参照）

○学位と称号

		1991年 (平成3年)	2005年 (平成17年)
大学院	博士、修士 (学位)	博士、修士 (学位)	博士、修士 (学位)
学部	学士(称号)	学士(学位)	学士(学位)
短期大学	卒業	準学士(称号)	短期大学士 (学位)
高等専門学校	卒業	準学士(称号)	準学士(称号)

○我が国の「教育枠組み」

レベル	教育資格	LEVEL	QUALIFICATIONS
8	博士	8	Doctoral degree [Hakushi]
	修士		Master's degree [Shushi]
7	修士(専門職)	7	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)]
	教職修士(専門職)		Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi]
	法務博士(専門職)		Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)]
	学士(医学、歯学、薬学(臨床目的)、獣医学)		Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igak, Shigaku, Yakugaku, Juigaku)]
6	学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校	6	Bachelor's degree [Gakushi] -includes those of NIAD-QE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) -Junior College -College of Technology (KOSEN) Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)]
	学士(専門職)		Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)
	短期大学士		Associate degree [Tanki-daigakushi]
	準学士		Associate [Jun-gakushi] (*3)
5	短期大学士(専門職)	5	Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Diploma) [Senmonshi]
			Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: -Upper secondary school -Upper division, secondary education school -Upper secondary department, school for special needs education

＜課題・論点＞

- 上記のような現状となっている中、**高等専門学校での学びの成果が、国際通用性が担保された形で適切に評価**されるために、どのような措置を講ずればよいかについてご意見をいただきたい。また、**既存制度の枠内において実施可能な短期的な対応**についてもご意見をいただきたい。

学位がないことに伴う不利益の例

- 米国の大学に進学しようとしたところ、高専卒業について理解が得られず、大学学部へ編入学がうまくいかなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が27単位にとどまり、結局大学1年次に入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。
- 台湾の大学の工学部に3年次編入学しようとしたが、認められず1年生からの入学となり、学士号の取得に時間を要した
- 高専卒業生がタイ国のワーキングビザを取得しようとしたが、学位がないためにビザの取得ができなかった。
- 海外留学における高専卒業後の学歴証明・海外大学編入・海外企業の就職・ビザ申請時に、卒業生本人が説明を要求された。
- 在学中の留学において、日本側の教育課程が学位授与を目的としたものではないため、単位互換が認められなかった。
- タイ高専から編入してきた学生については、本来タイ高専卒業生に付与される準学士の学位が授与されないことから、タイ側において学位を授与する案が検討された。一部の学生・保護者からは、日本への編入学を躊躇する意見も見られた。
- モンゴルおよびタイ高専では、卒業生に準学士(Associate Degree)を授与する法体系が整備されている。海外高専は日本の高専モデルを基に設立されており、日本の高専に準じたカリキュラムを導入・整備している中で、学位が授与されているのが現状。

(出典)文部科学省調べ